

名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画（素案）

【概要版】

令和4年（2022年）1月

豊中市教育委員会

【西山氏庭園とは】 鉄道沿線に開発された住宅地に昭和15年（1940年）に造営された枯山水の住宅庭園です。主庭（青龍庭）の設計は、昭和を代表する作庭家の重森三玲（しげもりみれい・1896～1975）で、枯滝石組（かれたきいしくみ）、枯（かれ）流れがそれぞれ龍の頭、胴体を表しています。近代になって鉄道沿線に開発された住宅地に残る庭園の事例として重要です。

策定の経緯

【経緯】

平成19年（2007年）西山家住宅（建物） 国登録有形文化財に登録
平成30年度（2018年度）より公有化に向けた庭園調査、令和元年（2019年）10月に国名勝指定
令和2年（2020年）1月 公有化
公有化後は、貴重な文化財である西山氏庭園を、適切に保存し活用するための方針を示すために、令和2年度（2020年度）より名勝西山氏庭園保存整備委員会を設置し、「名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画」を策定することになりました。

【課題】

- ・ 庭園及び建物はそれぞれ80年以上経過する中で、経年だけでなく近年の自然災害の影響によって損傷が進んでいることや、建物の耐震診断の結果、安全な公開・活用が危惧される状況にあります。
- ・ 整備後の西山氏庭園をどのように運営していくか、その体制をつくることも大きな課題です。

計画の概要

【名勝の本質的価値】

- 鉄道沿線につくられた近代郊外住宅地に残る住宅庭園
- 豊富な資料により、作庭過程や作庭時の近代郊外住宅における生活の様子がわかる庭園
- 重森三玲にとって初期の作例であり、以後独創的な作風を確立させていく上で過渡期となる庭園

【名勝の現状と課題】 庭園・建物、活用の現状、課題点

【大綱・基本方針】 西山氏庭園の望ましい将来像

【保存管理】 庭園の現状変更を行う際の基準

【活用】 今後の活用の方向性

【整備】 今後の整備の方向性

【運営体制】 西山氏庭園の保全に必要な運営体制

【事業計画】 今後の事業について、短期（～4年）、中期（5～10年）長期（11年～）に分類

◆ 保存活用計画は平成31年（2019年）、文化財保護法改正の際に、文化財保護の基本計画として明確に位置付けられた法定計画です。

基本方針

- ・ **まもる(整備)** 安全な公開・活用のために必要な保存修理、防災施設の整備を行います。
- ・ **ふれる(活用)** 西山氏庭園の価値・魅力を伝えるため、多様な事業を行います。
- ・ **つなぐ(運営)** 豊中市が主体となりつつ、運営に必要な体制を整えていきます。

主な取組み（予定）

庭園の整備と活用

主庭（青龍庭）をはじめ、園内には大小6つの庭園から構成されています。今後は各庭園の特徴を活かしながら、単に観賞だけでなく、体験や学習できる場としての整備を行います。



建物の整備と活用

主屋、渡廊下、洋館、離れ、高塚も、庭園と同様、それぞれの特徴を活かしながら見学、鑑賞、展示、講座、学習の場として活用できるように必要な整備を行います。



郊外住宅としての景観をまもる

西山氏庭園は庭園だけでなく、塙の外からみた外観も近代郊外住宅地の面影を残す重要な景観です。住宅都市とよなかのルーツといえるこの郊外住宅景観をまもります。



▲西山氏庭園（青龍庭）